

計画策定の背景と目的について

目 次

1. 自転車に関する主な法令や施策の変遷.....	1
2. 自転車活用推進に関する国や都の動向.....	2
3. 自転車活用推進法.....	3
4. 国の第2次自転車活用推進計画.....	4
5. 東京都自転車活用推進計画.....	5
6. 計画の目的.....	6

1. 自転車に関する主な法令や施策の変遷

昭和 35 年に道路交通法において、自転車は「軽車両」で、車道の左側通行を原則と規定しました。

昭和 45 年に緊急措置的に自転車の歩道走行が認められた後、平成 23 年以降は「自転車は車両」を徹底しました。

自転車の交通安全対策、放置自転車対策、通行空間整備を推進しました。

昭和 35 年
(1960 年)

道路交通法 制定

(自転車を「軽車両」として位置付け、車道の左側通行を原則に)

モータリゼーションの進展等で交通事故が急増

昭和 45 年
(1970 年)

道路交通法 改正

(緊急措置的に自転車の歩道走行が可能に)

歩行者と自転車の事故の増加等

昭和 55 年
(1980 年)

自転車の安全利用の促進及び

自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 制定

交通事故対策、放置自転車対策等を推進

平成 23 年
(2011 年)

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」 発出

(警察庁通達)

基本的考え方：「自転車は車両」であることを、全ての人に徹底させる

(令和 4 年 1 月 (2022 年) 改定)

平成 24 年
(2012 年)

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」 発出 (国土交通省・警察庁)

自転車通行空間の計画、設計を中心に、利用ルールの徹底、自転車利用の

総合的な取組みについて示したガイドライン (令和 6 年 6 月 (2024 年) 改定)

平成 31 年
(2019 年)

道路構造令改正 (国土交通省)

自転車通行帯の新設・自転車道の設置要件明確化

令和 5 年
(2023 年)

改正道路交通法施行 (警察庁)

全ての自転車利用者のヘルメット着用に係る規定の新設

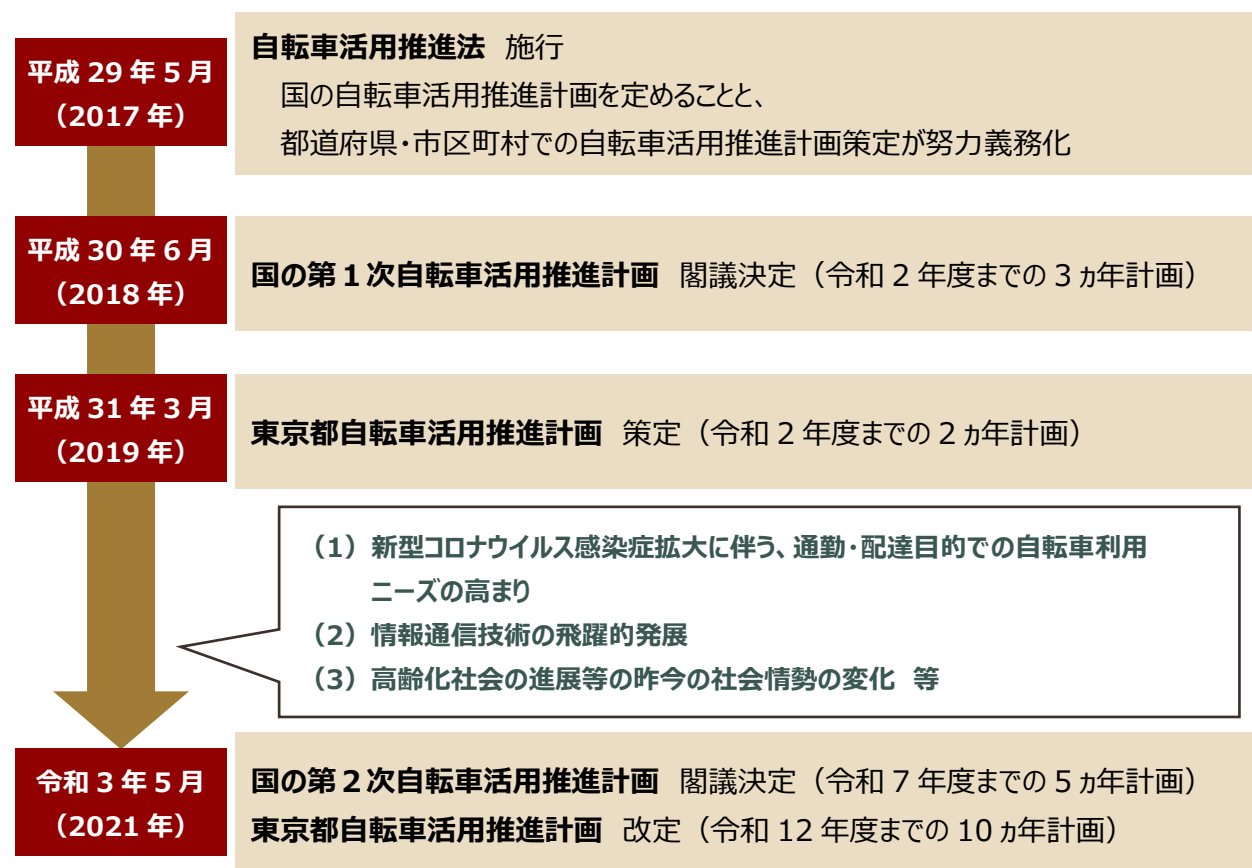
『ヘルメットの着用努力義務化』

2. 自転車活用推進に関する国や都の動向

平成 29 年に自転車活用推進法が施行され、都道府県・市区町村による計画策定が努力義務化されました。

国は、平成 30 年に第 1 次自転車活用推進計画を閣議決定した後、令和 3 年に第 2 次自転車活用推進計画を閣議決定しました。

東京都は、平成 31 年に東京都自転車活用推進計画を策定し、令和 3 年に計画を改定しました。



3. 自転車活用推進法

自転車活用推進法では、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定めるとともに、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めています。

目的	基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、 自転車の活用を総合的かつ計画的に推進 すること
基本理念	・自転車は、二酸化炭素等を排出せず、災害時において機動的であり公共の利益の増進に資する ・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果があり、公共の利益の増進に資する ・自転車活用の推進は交通体系における自転車による交通の役割を拡大する ・自転車活用の推進は交通安全の確保を図りつつ行う
国等の責務	・国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進 ・地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施 ・公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める ・国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

出典：自転車活用推進法

図 3-1 自転車活用推進法に示された基本理念と国等の責務

4. 国の第2次自転車活用推進計画

国の第2次自転車活用推進計画は、自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けられており、自転車の活用の推進に関する4つの目標と、実施すべき22の施策が定められています。

第2次自転車活用推進計画			
策定年月	令和3年5月	計画期間	令和7年度まで
概 要	◆位置付け 自転車活用推進法の基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるという同法の目的ののっとり、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第9条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付ける。 ◆目標及び施策 以下の4つの目標達成のために、具体的に実施すべき施策を定める。 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 1 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進 2 自転車通行空間の計画的な整備の推進 3 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等 4 シェアサイクルの普及促進 5 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進 6 情報通信技術の活用の推進 7 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 8 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進 9 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出 10 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進 11 自転車通勤等の促進 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 12 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致 13 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現 14 高い安全性を備えた自転車の普及促進 15 多様な自転車の開発・普及の促進 16 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 17 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施 18 学校等における交通安全教室の開催等の推進 19 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲） 20 自転車通行空間の計画的な整備（再掲） 21 災害時における自転車の活用の推進 22 損害賠償責任保険等への加入促進		

5. 東京都自転車活用推進計画

令和 3 年に改定された東京都自転車活用推進計画では、国の自転車活用推進法を踏まえ、4 つの目標（目指すべき将来像）と、実施すべき 18 の施策が定められています。

東京都自転車活用推進計画			
策定年月	令和 3 年 5 月	計画期間	令和 12 年度まで
概 要	◆位置付け 自転車活用推進法第 10 条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえて策定するものであり、都市づくりや交通、健康、環境、観光等、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。 ◆目指すべき将来像及び施策 1 環境形成 (1) 自転車通行空間等の計画的な整備推進 (2) 総合的な駐車施策の推進 (3) 自転車シェアリングの普及促進 (4) 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進 (5) 放置自転車対策の推進 (6) まちづくりと連携した総合的な取組の実施 (7) 多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進 2 健康増進 (1) サイクルスポーツ振興の推進 (2) 健康づくりの推進 (3) 自転車通勤等の促進 3 観光振興 (1) 国際的なサイクリング大会等の開催 (2) サイクリング環境の創出 (3) 観光への自転車の活用 4 安全・安心 (1) 安全性の高い自転車普及の促進 (2) 自転車の点検整備の促進 (3) 自転車の安全利用の促進 (4) 学校における交通安全教育の推進 (5) 災害時における自転車の活用		

6. 計画の目的

わが国では、自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることが重要な課題であり、交通の安全の確保を図りつつ、交通体系における自転車の交通の役割の拡大、交通における自動車への依存の度を低減することによる国民の健康増進・交通混雑の緩和といった公共の利益の増進を目的に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

こうした背景から台東区においても、誰でも自転車を安全・安心に利用できる環境をつくり、自転車の利用促進をすることで、環境負荷の低減、区民の健康増進を図るとともに、区が目指す将来像でもあります、「世界に輝く ひと まち たいとう」へ寄与する持続可能なまちづくりに繋げることを本計画の目的とします。